

2026 年 7 月 12 日

連絡先：
金杜法律事務所
特許部 パートナー弁理士 馬 立栄（日本語可）
北京市朝阳区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼 18 階
malirong@cn.kingandwood.com
D: +86 10 5878 5120 | M: +86 13641661068（中国） | M: +81 80 5912 5678（日本）

政策とニュース

国家知的財産権強国建設作業部の部局間合同会議事務局、『2026 年 知的財産権強国の建設推進計画』を発表

2026 年 5 月 16 日、国家知的財産権強国建設作業部の省庁間合同会議事務局は、『2026 年 知的財産権強国の建設推進計画』（以下『推進計画』、[参照リンクはこちら](#)）を発表し、3 つの分野について 100 項目を超える具体的な任務を策定した。その主な内容は以下のとおりである。

- 1) 知的財産権制度の整備と保護強化の面では、『推進計画』では、法令、重要政策、および協調的な保護について方策が定められた。『商標法』、『集積回路レイアウト設計保護条例』、『著作権法实施条例』、『知的財産権税関保護条例』の改正を加速し、『漢方医薬伝統知識保護条例』、『国防專利条例』の立法プロセスを推進し、標準必須特許出願ガイドラインとライセンスガイドラインを制定し、データ知的財産権のパイロットプログラムを深化させ、ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーンなどの新分野・新業態における知的財産権の保護ルールを模索・整備していく。保護の部分では、知的財産権事件に対する国家レベルの上訴審理メカニズムを整備し、「崑崙」（※訳注：知的財産権犯罪を取り締まる特別行動）の積極的な調査・取り締まりモデルを運用する。「剣網 2026」（※訳注：インターネット上の権利侵害・海賊版対策）、「剣影 2026」（※訳注：劇場公開映画の著作権保護対策）、「知的財産権保護」、「竜騰」（※訳注：税関による知的財産権保護対策）などの特別行動を展開し、種子産業の知的財産権の保護を強化するとともに、DNA 分子指紋データベースを整備する。高水準の知的財産権保護センターおよび権利保護迅速対応センタ

一を構築し、外国関連の知的財産権保護と海外の展示会に出展する際の権利保護支援を強化する。

- 2) 市場運営メカニズムの改善とサービス効率向上の面では、「推進計画」では、イノベーションの質、商用化・運用、公共サービスについて方針が定められた。信義誠実の原則に違反する専利出願や、悪意ある商標登録行為への対策を強化し、専利の「要求に応じた審査」および復審作業モデルのイノベーションを推進し、実質的な派生品種制度の実施を加速的に推進する。知的財産権の商用化・運用の長期的枠組みを構築し、大学の保有専利の商用化・運用に関する重点行動を実施するとともに、専利の開放許諾制度の実施を深化させる。知的財産権担保融資、証券化、保険などの作業を統一的に推進し、知的財産権証券化商品の常態的な発行を支援する。サービスの部分では、知的財産権に関する公共サービスの国家基準を策定し、あらゆる業務での「同じ基準での受理、差別のない処理」を推進し、知的財産権に関する国家の公共サービスプラットフォーム機能を最適化・レベルアップする。また、知的財産権代理業の特別規制を実施し、外国関連の知的財産権サービス機関を積極的に育成していく。
- 3) 良好な発展環境の創出と国際協力の深化の面では、『推進計画』では、人文・社会環境とグローバルガバナンスについて方策が定められた。世界知的所有権の日や全国知的財産権広報週間などの大規模イベントを組織し、知的財産権強国モデルの創設や知財強化省の共同建設をさらに推進し、外国関連の弁理士の育成と高度シンクタンクの構築を強化し、高水準の国際知的財産権アカデミーを共同で構築する。国際協力の部分では、人工知能などの新分野・新業態における知的財産権に関する国際ルールの制定を推進し、中国、米国、欧州、日本、韓国の五庁協力を深化させる。また、BRICS 諸国との協力、「一帯一路」の下での知的財産権に関する協力を行い、海外総合サービスシステムと知的財産権に関する海外情報サービスプラットフォームの構築を推進し、知的財産権執行に関する第 2 回国際交流会議を開催する。組織体制の保障の部分では、「知的財産権強国の建設に関する綱要（2021 年～2035 年）」の 5 年間の実施について評価を行い、典型的事例の第 5 弾を収集して周知する。また、知的財産権強国の建設発展に関する年次報告を編纂・公表する。



国家知識産権局、『専利紛争における行政裁決・調停の事件処理に関するガイドライン（意見募集稿）』を公表

2026 年 5 月 25 日、国家知識産権局は『専利紛争における行政裁決・調停の事件処理に関するガイドライン（意見募集稿）』（以下『ガイドライン』、[参照リンクはこちら](#)）を公表し、パブリックコメントを募集した。『ガイドライン』は 31 万 6000 字、16 章からなり、「専利侵害紛争の行

政裁決」と「専利紛争の行政調停」の2つの主要部分に分かれている。

『ガイドライン』の主な内容は以下のとおりである。

- 1) 新制度実施の面では、『ガイドライン』には、新たに改正された専利法およびその実施細則に基づき、重大な専利侵害紛争の行政裁決、医薬品専利紛争の早期解決メカニズムの行政裁決、専利開放許諾実施をめぐる紛争の行政調停などに関する章節が追加された。また、部分意匠侵害の判定基準、共同侵害の認定ルールが追加されるとともに、専利侵害紛争の行政裁決の請求期限に関する規定も追加された。事件処理の委託の面では、委託先は、法に基づき設立された、知的財産権に関する公共的な事務の管理機能を有する組織でなければならず、3名以上の担当者を任命しなければならず、委託先は法的責任を負うとともに再委託してはならないことが明確化された。また、「非侵害確認に関する相談」制度が追加された。これは、侵害の警告を受けたものの行政裁決請求がまだ行われていない被警告者に対し、新たな救済ルートを提供するものである。
- 2) 事件処理の実体や基準の整備の面では、『ガイドライン』では、当事者または第三者の追加に関する規定が追加され、オンライン口頭審理手続きが新たに設定され、技術調査官と技術鑑定の適用範囲および開始条件が明確化された。また、リース侵害品の認定、部分意匠侵害の認定、賠償責任の免除などの基準が明確化され、専利法第77条の善意の侵害に関する免責規定の適用条件が細分化された。また、漢方薬分野における専利侵害の判定に関する指針や標準必須特許の抗弁などの特殊規定が追加された。さらに、専利登記簿の写しのみが専利権有効の証明資料となることが明確化され、専利権評価報告の証拠としての属性が強化された。また、最近の指導的事例が更新された。
- 3) 事件処理手続きの最適化の面では、『ガイドライン』では、『外国公文書の認証を不要とする条約』の実施が徹底され、領事認証手続きが不要となってアポスティーユ方式に変更され、外国人および香港・マカオ・台湾居住者の身分証明手続きが簡素化された。海外の被請求人の特別な答弁期限、中止されるかどうかの事情、事件終結の期限、併合審理のルールが明確化された。また、新製品の製造方法に関する専利侵害紛争における立証責任の分配が明確化され、調査への協力に関する規定が追加された。さらに、忌避の事情および忌避すべき職員の種類が細分化され、国家秘密、営業秘密、または個人のプライバシーに対し守秘義務および対応する法的責任を当事者が負うことが明確化された。同時に、手続き文書が体系的に整理された。

事例

最高院：悪意ある知的財産権訴訟の認定

事件の概要

最高人民法院（以下、「最高院」）は、上訴人である杭州の日化有限公司（以下、「A 社」）と、被上訴人である科技股份有限公司（以下、「B 社」）との間の、発明専利権侵害と悪意ある知的財産権訴訟の損害責任をめぐる紛争事件に対し最終判決を下した。最高院は A 社の上訴を棄却し、浙江省杭州市中級人民法院（以下、「一審裁判所」）による一審判決を支持した。最高院は最終的に、B 社の A2 ロボット犬（以下、「本件製品」）は、A 社が保有する本件発明専利権を侵害しておらず、A 社が提起した本件および Go2 ロボット犬に対する過去の関連訴訟は、悪意ある知的財産権訴訟に該当し、A 社は B 社に 8 万元を賠償すべきであると判断した。

A 社は 2005 年に設立され、その事業範囲には主に、食品、農産物および副産物、日用品の販売などが含まれる。B 社は 2016 年に設立され、主に、ロボット犬やヒューマノイドロボットなどの身体と知能を有する製品の研究開発、製造、販売に従事している。2025 年 6 月 25 日、A 社は、専利番号 201610396363.0、名称「電子犬」の発明専利（以下、「本件専利」）を譲渡により取得した。本件専利を取得した後、A 社は 2025 年 7 月 1 日に、B 社の Go2 ロボット犬が本件専利権を侵害しているとして別途訴訟を提起した。その後 2025 年 9 月 12 日に、B 社の A2 ロボット犬が同じ専利権を侵害しているとして本件訴訟を提起した。

本件専利の出願日は 2016 年 6 月 7 日、授権公告日は 2018 年 8 月 17 日である。本件において A 社は、本件製品は請求項 1～9 のすべての技術的特徴または均等な技術的特徴を備えており、本件専利権の保護範囲に含まれると主張した。A 社の主な訴訟請求には、本件製品の製造、販売、販売の申し出の停止、オンラインおよびオフラインでの販促行為の停止、関連する在庫および製造設備の廃棄、経済的損失および合理的な費用の賠償、声明発表による影響の排除を B 社に命じることが含まれていた。判決書の記載によると、A 社は、提訴時には暫定的に 1500 元の賠償を主張したが、最終的には、侵害行為によって得られた利益について裁判所が認定した査定結果を基準とすると述べている。

B 社は、本件製品は、本件専利の請求項 1 の「変色バイオニックファニー」、ガスセンサ、液位センサなどの複数の技術的特徴を備えていないため、侵害には該当しないと抗弁した。同時に、B 社は反訴を提起し、A 社が基本的な事実的根拠もなく、B 社のロボット犬製品の複数のモデルに対して専利侵害訴訟を立て続けに提起したこと、関連する訴訟が B 社の IPO という重要な段階で行われたことは、悪意ある訴訟に該当すると主張するとともに、本件訴訟で発生した弁護士費用 8 万元を賠償するよう A 社に求めた。

一審裁判所は、本件製品は本件専利権の保護範囲に含まれないとの判断を示した。両当事者間で大きな争点となった技術的特徴について、一審裁判

所は、本件製品の外側は変色バイオニックファーで覆われていないと認定し、また、A社が提出した証拠は、液位センサ、ガスセンサ、および関連する従属請求項の一部の付加的な技術的特徴を本件製品が有すると証明するには不十分であるとの判断を示した。本件製品には、複数の請求項で限定された技術的特徴が欠けているため、一審裁判所はA社のすべての本訴請求を棄却した。反訴に関して一審裁判所は、A社の訴訟の基礎、訴訟時期、立証状況、および関連訴訟の状況と合わせて、A社による本件訴訟は悪意ある訴訟に該当するとの判断を示した。

A社は一審判決を不服として、最高院に上訴した。上訴の理由としては、主に、本件製品は本件専利の請求項の関連する技術的特徴を備えていること、本件製品が本件専利権の保護範囲に含まれないとした一審裁判所の認定・結論は誤りであること、A社は法律に従って専利権を行使しており、悪意ある訴訟には該当しないこと、一審裁判所の手続きは違法であることが挙げられた。

最高院は二審において、本件の争点は主に、一．本件製品が本件専利権の保護範囲に含まれるかどうか、二．A社による本件およびGo2 ロボット犬訴訟が悪意ある訴訟に該当するかどうか、悪意ある訴訟に該当する場合、A社はどのような責任を負うべきか、三．一審の手続きに手続き上の違法性があつたかどうかであるとの認識を示した。

争点一に関して、最高院は、請求項に記載された技術的特徴はすべて、侵害比較の範囲に含まれるべきであり、侵害訴訟において権利者が恣意的に除外することはできないと強調し、次のような認識を示した。「バイオニックファーの特徴」は必要な技術的特徴ではないとするA社の主張は成立しない。提出された証拠を合わせると、本件製品で採用された外部構造、材質、および照明による表示効果は、本件専利に記載された「変色バイオニックファー」と均等であるとは言えず、本件製品におけるライダー、ハイビジョンカメラ、補助光などの部材は、主に環境感知、地形・障害の識別に用いられ、本件専利におけるガスセンサおよび液位センサによって実現される対応する機能を代替することはできない。したがって、本件製品は、本件専利の請求項1で限定されたバイオニックファー、液位センサ、ガスセンサと同一または均等の技術的特徴を備えておらず、侵害には該当しない。

争点二に関して、最高院は、主観性と客観性が統一された判断基準を堅持し、訴訟前の要素と訴訟中の要素、訴訟内の要素と訴訟外の要素などを全面的に考慮すべきであり、訴訟において権利の基礎と事実的根拠が欠けているかどうかを審査した上で、権利者の訴訟請求、提訴の時期、訴訟リスク、訴訟戦略、当事者間に生じた利益の不均衡の程度などの要素を総合的に考慮して判断すべきであるとの認識を示した。最高院は以下の要素を重点的に考慮している。第一に、本件およびGo2 ロボット犬事件における侵害の主張には、両方とも事実的根拠が明らかに欠けている。まず、被疑製品は、バイオニックファーなどの争点となっている核心的特徴を明らかに備えていない。その一方でA社は、公開ルートを通じて本件製品の実物を

入手する条件が整っていたにもかかわらず、2つの事件のいずれにおいても実物を提供せず、代わりに調査、証拠収集、証拠保全などの措置を申請した。第二に、A社は、2件の侵害訴訟の提起には事実的根拠が明らかに欠けていることを明白に知っており、主観的な過ちであることは明白である。A社の過去の訴訟経験、2件の侵害訴訟の重複過程、提訴のタイミング、2件の訴訟における一貫性のない訴訟行為を逐一見ていくと、A社は訴訟における信義誠実の原則に反している。第三に、A社の関連する訴訟行為によって、B社に直接的な損害の結果が生じている。

賠償責任に関して、最高院は、悪意を持って知的財産権訴訟を提起した場合の責任は、一般的な侵害責任に属するとし、次のような認識を示した。侵害損害賠償の範囲については、全面賠償の原則に従い、損害の結果と侵害行為との間に法的因果関係が存在するかどうかを考慮される。B社は本件において、8万円の弁護士費用しか請求しておらず、これは象徴的な賠償である。また、B社は、対応する委託契約書や請求書などの証拠を提出している。したがって、一審裁判所がB社の反訴の請求を支持したことは不当ではない。

争点三に関して、最高院は、一審裁判所が、悪意ある訴訟に対するB社の反訴と、A社の専利侵害の本訴とを併合審理したことは、法的手続きに違反していないとし、次のような判断を示した。B社による反訴と、本訴とは、同一の専利、同一の被疑侵害関係、および関連する訴訟事実に基づいている。両者は事実と結果において密接に関連しており、一審裁判所が受理して併合審理を行ったことには、手続き上の根拠がある。したがって、一審手続きの違法に関するA社の上訴理由は支持できない。

以上まとめると、最高院は二審判決において上訴を棄却し、原判決を支持した。A社は一審の本訴の受理费、反訴の受理费、および二審の受理费を負担し、B社に8万円を賠償すべきであるとの判決が下された。

二審の事件番号：（2026）最高法知民終96号 判決については[こちらのリンク](#)を参照されたい。

モデル的な意義

この事例は、悪意ある知的財産権訴訟を認定する際の方針を明確にしたものである。専利侵害訴訟を提起する際には、信義誠実の原則を堅持しなければならない。「権利保護」という名目で、他者の正当な権利・利益を侵害したり、不当な利益を追求したり、市場や司法の秩序を乱したりしてはならない。悪意ある訴訟かどうかを認定する際、裁判所は一般的に、権利の基礎または事実的根拠、権利者が主観的かつ明白に知っていたかどうか、他者に損害を与えたかどうか、訴訟と損害の結果との間に因果関係があるかどうかといった要素を重点的に考慮する。

この事例ではさらに、企業が IPO、資金調達、重大な事業提携といった重要局面において、知的財産権訴訟の影響を受けやすくなる可能性があることも示された。被疑製品が明らかに権利を侵害していないことを権利者が明白に知りながらも、訴訟を利用して相手方に、経営上のリスク、情報開示の圧力、または市場の疑念をもたらした場合、関連行為は訴訟権の濫用と認定され、賠償責任を負う可能性がある。

さらに、この事例では、專利侵害を判断する際、「すべての技術的特徴を網羅すべき」という原則に従わなければならないことが改めて強調された。請求項に記載された技術的特徴については、一般に、すべて侵害比較の対象とすべきである。権利者は訴訟において、保護範囲を拡大するために、特定の限定的特徴が「重要でない」または「不必要」とであると後から主張することはできない。当該裁判は、專利權保護行為の規制、投機的な訴訟の抑制、革新的な企業の正常な経営秩序の保護の面で、強力な模範的意義を有する。